

電力需給の確認等の取り組みに関する方針について
(案)

電力需給ひっ迫への対応については、広域予備率による管理や電力需給ひっ迫注意報・警報への対応など今年度から開始した仕組みを着実に実施することで実運用面での需給対策についても万全を期す。

加えて、昨年度冬期から事業者等に情報発信することで電力の需給ひっ迫を未然に防ぐ取り組みとしてkWモニタリング、kWhモニタリング、kWh余力率管理の3つの取り組みを開始している。

これらの取り組みは引き続きその着実な実施が求められており、今年度冬期以降についても下記のとおり実施することとしたい。

なお、kWhモニタリングは計画部において実施していたが本年10月より運用部に一元化されている。

記

1. 高需要期の電力需給の確認の取り組み

以下の(1)～(3)に関する情報収集を実施し、その結果をHPにて情報発信を行う。

(1) kWモニタリング (毎週公表)

需給関連情報(週間需給予想)を基にした、リスクケースとしての厳気象需要や供給力変動等を反映した需給バランス評価等

(2) kWhモニタリング (隔週公表)

燃料情報を踏まえたkWhの供給力と厳気象等を想定したkWh余力

(3) kWh余力率管理 (毎週公表)

想定需要に対するkWh余力の比率(kWh余力率)評価等

2. 公表時期

公表の開始及び終了時期は、モニタリング対象期間を高需要期(夏期7月～9月、冬季12月～2月)に合わせて決定する。ただし、高需要期の前後の月がモニタリング対象期間となることも想定し、需給状況に応じて各取り組みの開始及び終了時期は決定する。

3. 公表内容及び時期の決裁権限について

1. 及び2. の対応について、需給状況など必要に応じて柔軟かつ迅速に追加公表が必要となる。このため、具体的な公表時期（具体的な開始や終了の日、需給情報に応じた公表時期の延長など）や公表内容等の実務的に必要となる対応は運用部長の決裁とする。

4. 今後の取り扱い

本方針において決定した取り組みの主旨目的や決裁権限等に関する大きな方針の変更がない限り、来年度以降も本方針に基づき実施することとする。

以上